

産業データ共有・利活用プラットフォーム事業 業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する、産業データ共有・利活用プラットフォーム事業委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

なお、業務の詳細については、事業者の提案を基に、双方協議の上締結する。

1. 目的

全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、地域の課題解決と経済発展を両立する”Society5.0 社会”の実現に向けて、「データの連携・活用」は我が国の戦略・方向性の核と位置付けられている。

本県産業界においても各企業や自治体が保有するデータを活用し、現状の可視化や分析、マーケティングの見直し等を行うことにより、本県企業の生産性向上、革新的な製品・サービスの創出並びに、新たな付加価値創出による地域課題解決実現が可能になり、地域全体の経済活性化や、本県産業の競争力向上が期待できる。

このデータ利活用の分野は、企業単体で完結するデータの利活用やマーケティングが進みつつある一方、ビッグデータやオープンデータ並びにそれぞれの企業の保有データの相互共有・活用まで踏み込んだ活用モデルは、民間での自走には至っておらず、県によるモデル検証並びに有用性の啓発等が必要な段階である。

本事業では、これらデータの活用を進めていくための、モデルの検証・効果測定並びに、データ利活用における運用ノウハウの集積、課題抽出及び解決策の検討等を行うことを目的とし、実証を行うものである（事業概要、実証イメージについてはそれぞれ別紙1、別紙2参照）。

2. 業務の名称

産業データ共有・利活用プラットフォーム事業委託業務

3. 業務委託期間

契約締結日から令和5(2023)年3月24日(金)まで

4. 委託業務内容

委託業務は、次に掲げる業務を範囲とし、(ア)、(イ)及び(ウ)について企画提案を求める。

(ア)産業データ共有・利活用プラットフォームモデル実証の企画立案・運営

- ① 複数の民間企業（小売企業3社以上含む）参加型による「企業保有のデータ」、「オープンデータ」、「人流データ」、「SNS等のビッグデータ」等の多様

なデータを集積し、相互共有・分析の上データ利活用の有効性を検証する実証実験を企画立案し運営すること。

- ② 実証参加企業やデータ提供企業の公募は県が行うこととするが、乙は民間企業が実証に積極的に参加し、また企業からのデータ提供が円滑に実施されるための、効果的な啓発手段を検討の上実行すること。
- ③ 実証実験の中で活用するデータや分析方法を精査するにあたり、乙は実証参加を希望する企業に対して事前に十分なヒアリングによる企業課題の把握と、データ利活用により期待する効果（仮説）策定のためのコンサルティングを実施すること。ここで記述した企業課題は参加企業固有のものではなく、他の企業にも当てはまりうる汎用的な課題となるよう留意すること。
- ④ 実証に際し購入が必要となるデータ（人流データ等）については、具体的な実証内容を考慮の上、乙が調達するものとする。
- ⑤ 乙は実証参加を希望する企業に対して、提供データの管理手法等の十分な説明を行うこと。
- ⑥ 企業保有のデータの収集にあたっては、個人情報等を削除した状態でデータを授受する等、知的財産やプライバシーの保護に留意した運用を行うこと。

(イ) データ利活用モデルの有用性の検証及びデータ利活用促進に向けた課題抽出・解決策の検討の実施、並びに結果報告の実施

- ① 乙は参加企業の課題に基づき収集したデータについて掛け合わせや分析を通して得られた知見、課題解決策及びデータ利活用の有用性を取りまとめること。また、データ分析に当たっては、データサイエンティスト等による分析だけでなく、AIを活用したデータ分析も行うこと。
- ② データ利活用の有用性の検証については今回の委託業務期間内で実施する実証及び令和3年度に実施した「産業データ共有・利活用プラットフォーム事業 データ利活用モデルの有用性検証に係る実証実験」における各参加者が実証結果を踏まえて実施する事業を対象とする。
- ③ 乙は実施した各実証結果を踏まえ、県内産業界における産業データ共有・利活用の有用性について考察し、報告すること。
- ④ 乙は実証結果を踏まえ、産業データ共有・利活用プラットフォームの社会実装及び活用を視野に入れた際の、県内企業がデータ活用を進めていくための課題を報告すると共に、解決策についても提案すること。
- ⑤ ①～④の実施に当たっては実証参加者へのアンケートを実施する等、データの運用者、データ提供者、データ利用者等の多角的な視点での有用性検証・考察を行うこと。

⑥ ①～⑤を通して作成した報告内容について、報告会を企画・実施すること。

(ウ) プロジェクトマネジメント業務

委託業務の遂行に当たっては業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール詳細等を示した実施計画を策定の上、随時進捗を適切に管理すること。

5. 実績報告書の提出

本業務完了後、乙は「業務実績報告書」(様式任意)を作成し、業務を完了した日から起算して10日以内に甲に提出する。

6. その他

(ア) 本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合、双方協議の上定めるものとする。

(イ) 本仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認め指示する簡易な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(ウ) 本業務で知りえた企業情報等については、取扱いに十分注意すると共に、開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用してはならない。

(エ) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(オ) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、甲へ帰属する。また、乙は本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。